

平成30年度包括外部監査テーマ：学校教育に関する事業の財務の執行について

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
指摘	教育委員会の学校に対する助言・指導機能の発揮について	会計自己点検の未実施など、学校徴収金事務取扱規程に従った事務がなされていない学校が見受けられた。本来は、各学校が適切に実施すべき事務ではあるが、各学校により実施水準が異なっているのが現状である。学校徴収金に関する事務処理が適正化されるよう、その実効性を確保するためには、教育委員会が学校に対し、助言・指導機能をより発揮する必要がある。	学校徴収金事務取扱規定に基づいた事務処理を行うよう、各学校（園）が参加する予算説明会において、不適正な事務処理例を紹介するとともに、校園長会において、同様の内容を説明し、事務処理の適正化に向けた周知を行いました。また、毎年実施している学校徴収金監査において、各学校（園）には指導や助言を行っています。今後は、学校徴収金事務取扱規程に基づいた統一化を図ることを目的として、（仮称）学校徴収システム検討委員会を立ち上げ、検討委員会を経て、事務手引きの整備、システム導入、研修を実施します。また、必要に応じて学校徴収金事務取扱規程を改正していきます。	令和3年5月17日
意見	学校給食用食器の指定の見直し検討について	学校給食用食器は、平成14年度の学校給食推進連絡会の決定に基づき、指定している。これまで、指定の見直しがなされていないが、決定から15年以上経過していることを踏まえると、学校給食用食器の指定を見直す必要性の有無について検討する必要がある。	平成30年度の学校栄養士との検討部会で検討した結果、学校給食用食器は、区立小・中学校それぞれで同様のものを使用しており、食器の種類を変更した場合、食器を全て買い替えるだけでなく、食器の籠や保管庫なども食器に合わせて買い替える必要があることから、大幅な予算措置が必要となります。そのため、学校給食用食器の指定については見直さないとしました。	令和3年5月17日
意見	学校給食用食器の納品確認方法について	学校給食用食器は各学校に直接納品され、学務課が納品数量合計に基づき支払いを行っている。つまり、食器納品依頼書どおりに各学校に適切に納品され、検品を受けたことを確認することができない状態のまま支払いを行っていることになる。今後は、食器納品依頼書どおりに各学校に納品されたことを確認したうえで、支払いを行う必要がある。学校給食用食器は各学校に直接納品され、学務課が納品数量合計に基づき支払いを行っている。つまり、食器納品依頼書どおりに各学校に適切に納品され、検品を受けたことを確認することができない状態のまま支払いを行っていることになる。今後は、食器納品依頼書どおりに各学校に納品されたことを確認したうえで、支払いを行う必要がある。	平成30年度から、各学校担当者の検査印がある納品書で納品を確認し、支出の手続きを行うようにしました。	令和2年5月19日
意見	給食用機器材の老朽化への対応について	給食用機器材については、安全性の確保が重要である。また、老朽化が進む中では、対症的ではなく、予防保全的な対応を行うことが望ましい。この点、各学校に対応を任せることには限界があるため、学務課が一元的に情報を集約して対応するなど、老朽化への対応のあり方を十分に検討する必要がある。	給食用機器材については、平成30年度に一元管理のための管理表を作成し、令和2年度には機器の耐用年数や保守点検の結果等を考慮して機器材の更新スケジュールを定めました。今後は計画的に入れ替えを実施していきます。	令和3年5月17日
指摘	契約額の積算根拠の明確化について	音楽鑑賞教室の演奏委託料及び会場使用料の積算根拠が不明確であった。今後は、契約額の積算根拠について明確するとともに、文書化により客観性を高める必要がある。	令和元年7月の契約から、仕様書に各作品の所要時間、楽器編成規模及び全体を通した特記事項等を記載することで、演奏費用内訳を明示することが可能になるよう改善しました。	令和2年5月19日
指摘	随意契約理由のさらなる明確化について	小学校及び中学校音楽鑑賞教室演奏委託の随意契約理由について、内容に違いが分かりにくい箇所があった。現在は多様な楽団があることから、なぜ相手先が限定されるのか、今まで以上に、他の楽団とも比較衡量し、検討したうえで、契約相手の必然性などをより明確にしておく必要がある。	令和3年度の小学校及び中学校音楽鑑賞教室演奏委託に当たり、小学校音楽鑑賞教室は随意契約の業者推薦理由として、各学校の出前演奏になることから、子ども向け音楽活動の経験と実績があること、音楽が得意、不得意に限らないあらゆる児童に対して、教育効果を発揮できる唯一の楽団であることを明記しました。また、中学校音楽鑑賞教室については、サントリーホールで定期演奏会を開催していること、演奏ステージの状況を熟知した充実した演奏が可能であることを明記しました。	令和4年5月16日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	学校図書館実態調査結果の活用について	学校図書館実態調査の結果、開館時間が中休みと昼休みのみの学校があるなどの現状に対して、まずは開館曜日を限定するなど工夫して、放課後も開館することが望ましいなど、今後の方向性が示された。該当する学校は、示された内容を参考にして、学校図書館を運営する必要がある。	学校図書館の位置付けや開館日時も含めた運営方法に関する港区学校図書館運営方針を策定し、令和2年度には学校図書館関係者の開催や、学校図書館支援アドバイザーによる学校図書館訪問によって、各学校に対して、港区学校図書館運営方針の周知を行い、方針を踏まえた学校図書館運営を行っています。	令和3年5月17日
意見	学校司書の役割の明確化について	学校図書館には、司書教諭のほか、学校司書、リーディングアドバイザースタッフ（RAS）が配置されているが、学校により業務内容に差がある。学校間の業務の平準化を図るためには、学校司書が、司書教諭やRASとの連携に時間を費やせるようにするなどして、学校図書館の運営の改善及び向上を図るという役割を果たしていくことを促進する必要がある。	教育人事企画課が担当課として、令和2年度から学校司書及び学校図書館支援員を一括で業務委託し、事業者との連携を密に行うことで、業務差の解消や平準化を図りました。	令和3年5月17日
意見	港区立学校における介助員配置要綱の内容の見直しについて	港区立学校における介助員配置要綱には、理科教育補助員設置要綱など他の類似した制度の要綱において定められている項目（例えば、委嘱の期間など）について、同様の定めがない項目が散見される。必要な事項は、極力配置要綱に定めておく必要があり、内容の見直しを進めていく必要がある。	小・中学校の介助員については、人材確保が困難なことから令和3年度から業務委託によることとし、配置要綱を改正（令和3年4月1日施行）しました。	令和3年5月17日
意見	「特別支援学級就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」の記載内容の見直しについて	就学援助と同様に、世帯の収入状況を把握するための税情報等の利用について同意をとっているが、その文言の表現が整合していない。したがって、特別支援学級就学奨励費にかかる収入額・需要額調書の記載内容を見直す必要がある。	令和元年度から、収入額・需要調書の裏面の同意事項に世帯情報等の利用及び学校長への通知に関する同意項目を追加し、就学援助の手続きと整合をとりました。	令和2年5月19日
意見	管理運営状況評価等業務委託における調査項目の見直しについて	箱根ニコニコ高原学園の指定管理業務について、平成29年4月から10月までの会計処理を中心とした評価業務を行っている。しかし、会計報告が適正になされるか否かは、年度中の処理が適正になされていることだけでなく、年度末の決算処理において、当該年度内の収支が過不足なく適切に集計されていることも重要である。したがって、調査項目を見直し、前年度の決算処理が適正になされていることを調査項目に含めることが望ましい。	令和元年度契約分から仕様書を見直し、前年度決算処理について調査項目を追加しました。	令和2年5月19日
意見	利用実態を踏まえた利用方法等の見直しについて	子育てサポート保育は、平成31（2019）年度において区立幼稚園全園での実施となることから、これを契機に、あらためて利用者の実態把握や要望等に関する実態調査を行い、利用時間や受付方法、定員等がニーズに沿っているかどうかを検討し、より利用者ニーズに沿った子育てサポート保育としていく必要がある。	子育てサポート保育は、幼児の健康な心と体を育てる教育活動の一環として実施しており、預かり時間についても幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、幼児の心身の負担に配慮した時間設定としています。園からの利用実績報告等から現状定員の見直しの必要性はなく、園長会を通じた調査においても、保護者からは、教育活動を充実させるために時間延長が必要であるとの意見等はいただけていません。引き続き、利用状況や教育向上に資する保護者の声を把握し、適切に対応してまいります。	令和3年5月17日
意見	家庭で大切にしたいことハンドブックの積極的活用について	保幼小連携小学校入学前教育カリキュラムは、保育園・幼稚園と小学校を結ぶ過程を対象としており、今までにない視点も含まれているという意味では、非常に意欲的な事業である。今後は、家庭で大切にしたいことハンドブックを、保護者との面談や保育士・教員の研修会等の材料として積極的に活用する必要がある。	保育園長会、幼稚園長会において、あらためて、保護者会、学級懇談会や面談等で積極的に、活用するよう促しました。全ての区立幼稚園において、保護者会や学級懇談会、面談等で活用していることを、令和2年1月に幼稚園PTA連合会において確認しました。	令和2年5月19日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
指摘	システムアセスメントの申請要件の確認の徹底について	区では、システムアセスメント制度により、複数年度の全体経費を考慮したうえで情報機器を調達する仕組みを導入しているものの、申請要件を誤認して、保守対象経費を対象外としていた事例があった。今後は、システムアセスメントの対象や申請要件を慎重に確認し、将来の保守費用を含めたライフサイクルコストを考慮した機器の調達となるよう留意する必要がある。 なお、システムアセスメント制度により、複数年度の全体経費を考慮したうえで、最初の調達を行っているが、あくまで調達のみの単年度契約となっている。しかし、本来的には、複数年契約が適当であると考えられることから、長期継続契約の対象に加えて長期継続契約とするなどの検討を行うべきであると考えます。	区の長期継続契約の対象案件は、清掃業務や用務業務等、経費の内訳の大部分が人件費である案件を対象としており、「港区長期継続契約の運用に関する要綱」で規定しています。これは、複数年、契約することで、労働者の労働環境を確保することを目的としており、仕様の内容、契約金額等は原則として変更しません。 情報機器の保守委託業務は、ハードウェアの不具合等に伴い保守対象機器が変更になるなど、仕様の見直しが必要になる場合が想定されます。このことから単年度契約で実施しており、区としては適切な契約方法であると考えます。	令和3年5月17日
			システムアセスメント制度により申請する際には保守経費についても見積もりを行い、予算計上を行うこととしました。例として、令和3年度の芝小のiPad貸借の予算要求に当たっては、4年間の保守経費を考慮し、見積書を添付した上で、システムアセスメントの申請をしています。	令和3年5月17日
指摘	ケース検討会の未実施について	私立幼稚園カウンセリング業務委託の仕様書では、カウンセラーの資質向上を図るためケース検討会を開催し、その内容を区に報告することとなっているが、ケース検討会は開催されていなかった。カウンセラーのスキルアップ、ひいては教育相談機能の充実につなげるためにも、区は、ケース検討会の開催について、適時適切に指導・監督する必要がある。	私立幼稚園については各園の方針や取組に応じ個別に対応しており、ケースを持ち寄って検討する必要性が低いこと、また、業務に支障がないことを確認したうえで、効率的な業務執行の観点から令和元年度に仕様書を見直しました。	令和3年5月17日
指摘	特別支援アドバイザー派遣業務の関連書類間の整合性確認の徹底について	特別支援アドバイザー派遣を実施した場合には、訪問報告書、履行確認書、アドバイザー報告書の3種類の書類が作成されるが、書類がまとめられておらず、整合性を確認しにくい状況であり、請求の遅れも生じていた。今後は、これら3種類の書類を全て揃え整理保管したうえで、書類間の整合性の確認を徹底する必要がある。	平成30年度中に書類の整理を徹底し、それぞれの書類ごとに区別して保管することで、現在まで書類の混同や請求の遅延等は発生していません。今後も書類が提出された際には関連書類の整合性を確認したうえで、整理整頓し適切な保管に努めます。	令和3年5月17日
意見	公演会実施費用補助金における実績報告書の記載について	劇団や楽団等の公演会を鑑賞する際の補助金の実績報告書に記載されている実施費用総額と領収書の金額に相違があった。これは、補助金交付上限額を領収書に記載するよう要請したためであるが、実施費用の財源内訳としての補助金と保護者負担分を明らかにするためにも、領収書には要した経費全額の記載を求めるとともに、実績報告書の記載方法についても指導する必要がある。	令和元年の7月から9月の間に、対象6校に補助金交付決定時に指導しました。その結果報告書と領収書の金額の差異はなくなりました。	令和2年5月19日
指摘	水質検査結果不適合事案の早期解消について	飲料水などの水質検査の結果、判定基準に適合しなかった事案があった。そのうち、半年以上経過後においても、改善未了となっている事案が2件あった。直ちに改善を図る必要がある。	平成30年11月に御成門中学校、令和元年6月に赤坂小学校の水質を改善しました。	令和2年5月19日
意見	水質検査結果不適合事案の早期改善への取り組みについて	飲料水などの水質検査の結果、判定基準に適合しなかった事案があった。そのうち、改善までに3か月以上を要した事案が8件あった。速やかな改善を図る仕組みを構築する必要がある。	令和元年度は、飲料水などの水質検査の結果、判定基準に適合しなかった場合についても、3か月以内の改善が行われました。学校薬剤師及び港区薬剤師会に対し、不適合値が検出された場合は対応案について速やかに報告するよう徹底し、現在では速やかな報告が行われています。	令和3年5月17日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	水質検査業務委託の特命随意契約理由について	飲料水などの水質検査業務を、特命随意契約により、東京都港区薬剤師会に委託しているが、薬剤師会以外の事業者が検査を実施して学校薬剤師が対応を図ることと比較して、どのようなメリットがあるのかを具体的に示す必要がある。	学校保健安全法施行規則第24条第2号において、学校薬剤師の職務執行の準則のひとつとして環境衛生検査に従事することが挙げられています。水質検査を学校薬剤師自身が行うことにより、検査内容が正確に把握でき早急な改善が見込めるというメリットがあります。また、環境衛生検査に従事している学校の状況を把握している薬剤師が実施することで、学校との連携が取れ、児童生徒の健康管理、保健指導につなげていくことができ、学校薬剤師が実態を把握することができます。このようなメリットを踏まえ、業者推薦理由書に追記しました。	令和3年5月17日
意見	ダニ又はダニアレゲン検査について	学校環境衛生の基準に基づき、ダニ又はダニアレゲン検査を実施しているが、検査対象場所のうち、2階以上の一般教室の取扱いについても、明確にしておく必要がある。	令和元年度の契約から、検査対象場所について2階以上の教室の取り扱いを仕様書に明記しました。	令和2年5月19日
指摘	警備予定表及び警備報告書における巡回警備の明確化について	巡回警備の経路、時間等について警備予定表に記載されておらず、実施状況についても警備報告書の記載がまちまちであるため、巡回警備が適切に計画され、かつ実施されたことを明確に確認できない。今後は、警備予定表及び警備報告書の記載内容を見直し、巡回警備について明確化する必要がある。	令和元年度から仕様書で警備予定表の様式を定め、明確に巡回警備経路、時間等の予定及び実績を確認するようにしました。	令和2年5月19日
意見	プロポーザル方式による業者選定の検討について	平成28(2016)年度の受託事業者選定時には、通常の競争入札が行われたが、本件のように警備対象が学校であり、児童等との信頼関係を築くことが求められる場合には、単純な価格競争ではなく、プロポーザル方式を採用し、必須要件は仕様書上に明示したうえで、警備業務の質を確保するための方策や児童・生徒等との関係性を築くための工夫等について、事業者側からの提案を求めることにより、業務の質も含めた業者選定を行うことが望ましい。	令和元年度から3年度までの契約については、通常の競争入札としましたが、従事する警備員に委託業務の履行に必要な研修をすること、技能向上を図るための研修を適宜実施することを要件として追加し、質の確保をしました。	令和2年5月19日
指摘	港区公式ホームページに掲載する入札結果の記載誤りについて	小学校施設改修の「港区立御田小学校外3施設機械設備等改修工事実施設計業務委託」について、港区公式ホームページ上、随意契約と掲載されているが、実際には制限付一般競争入札であった。港区公式ホームページに掲載する情報は正確に掲載する必要がある。	該当部分は誤記が発覚した後、直ちに修正しました。再発防止策として、ホームページの掲載にあたっては、複数職員での確認を実施することとしました。	令和2年5月19日
指摘	契約方法の選択誤りについて	同一日に同種の物品を購入する契約について、それぞれ随意契約としていたが、分割して発注を行う必要性はない。合算した場合の予定価格は80万円を超過することから、制限付一般競争入札により契約先を選定しなければならないものである。今後は、適切な契約方法を選択する必要がある。	令和元年度から、年度当初の学校予算説明会等で、計画的な予算執行を周知し注意を促すとともに、不適切な会計事務について事例を共有し、学務課と幼稚園の情報共有と再発防止を徹底しました。	令和3年5月17日
意見	学びの未来応援学習講座の効果的な意識調査の実施について	学習講座の受講者等に対して、意識調査を行っているが、回収率が低めであり、また回答方式も選択式に限られている。受講時に直接回収したり、具体的な意見を記述する欄を設けたりするなど、効果的な意識調査を実施し、より効果的な事業展開の手法について検討する必要がある。	令和2年度において、意識調査のアンケート用紙に意見記述欄を設けました。現状、受講者と、保護者の意識調査が同じアンケート用紙に集約されているため、受講者の自宅に郵送してアンケートの回収をしています。回収率を高めるために、令和3年3月からは受講者用と保護者用でアンケートを分け、受講者用は授業で直接回収することとしました。講座の最終日にアンケートを渡し、その日に来ている受講生については、その場で回収し、それ以外の受講生については、保護者様あてに返信用封筒を入れ、回収を求めるようにしました。意見については、次年度以降の事業内容への検討材料として活用し、受講者の希望の進路への実現のためにつなげていきます。	令和3年5月17日
指摘	実績報告書様式の不整合について	港区学校法律相談実施要綱と港区学校法律相談における弁護士との同席実施要領において、実績報告書の名称と様式の号数が整合していないため、正しく修正する必要がある。	平成31年3月27日付けで「港区学校法律相談実施要綱」及び「港区学校法律相談における弁護士の同席実施要領」の改正を行い、実績報告書の名称及び様式の号数等について整合がつくよう修正を行いました。	令和2年5月19日



指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
指摘	学校法律相談実績報告書の遅延について	学校法律相談実績報告書を、毎月区に提出しなければならないが、遅延している月が散見された。区は港法曹会に対し、要綱を遵守し、毎月区に実績を報告するよう指導する必要がある。	平成31年4月分から、報告書を毎月の業務終了後7営業日以内に提出することを港法曹会と取り決めました。	令和2年5月19日
指摘	実績報告書に係る関連書類間の整合性確認の徹底について	使用する様式に誤りがあったため、内容が整合していなかった。今後は、実績報告書と添付書類の様式及び記載内容については、その整合性を確認するとともに、誤りがあった場合には再度提出を行うよう指導する必要がある。	平成31年3月27日付けで港区学校法律相談における弁護士の同席実施要領で定めていた「学校法律相談同席実施報告書（第1号様式）」を廃止し、同席対応があった場合も学校法律相談等実施報告書（要綱第1号様式）により提出するものとして、用いる様式に誤りが生じないよう改善しました。	令和2年5月19日
意見	奨学資金貸付の債権管理について	主債務者及び連帯保証人に対する定期的な住所確認等を行うことなく、債権放棄を行っている事例があった。債権放棄に至った原因を分析し、同様の事例が発生していないか、または、発生する可能性はないか調査し、対応する必要がある。	居住確認の必要な主債務者、連帯保証人は、長い期間返還を滞らせているため、数回にわたり転居しており遠方に居住している人も多く、現状把握に時間を要したため時効となった事例がありました。令和2年度にはこれまでの取組をさらに強化し、主債務者、連帯保証人に関する全書類等の確認を行い、住所不明者については公用請求による住所調査を行い、判明した者については連絡を取るなど、債権の管理状態の立て直しを図りました。今後も滞納者の状況を早い段階で把握するとともに、返還金管理業務委託を活用しながら督促業務や住所確認等を着実に進めます。	令和3年5月17日
意見	奨学資金貸付の回収率向上への取り組みについて	奨学金の返還や利息等の徴収が条例等に準拠して行われているか、奨学金を管理しているシステムの運用が所期の成果を収めているかなど、滞納に関する現状と発生原因を再度確認し、回収強化を図るとともに、債権管理に係るコストも勘案して、債権放棄及び不納欠損処理についても検討するなど、回収率向上に向けた取り組みを行うことが必要である。	令和2年度に主債務者、連帯保証人に関する書類等の整理を進め、住所不明者については公用請求による住所調査を行い、判明した者については連絡を取りました。さらに、滞納の解消に向け2回にわたり督促状を送付し、債務者に対し継続した返還を促しました。加えて長期滞納者への督促業務を弁護士事務所に委託した効果もあり、現時点で回収率は向上しています。	令和3年5月17日
指摘	備品管理の適正化について	備品一覧と現物との照合を行ったところ、現物が確認できないものや備品一覧の記載が誤っているものなどが発見された。学校には多くの備品が所在し、所在場所も教室等に分散しているし、場所の移動も多いという特徴がある。したがって、教育委員会事務局が主導して、物品管理規則に基づく備品の自己検査の対象を独自に拡大するなど、全体的に備品管理の水準を向上させる方策を検討する必要がある。	会計室が実施する、備品自己検査において備品登録一覧（全件）を出力し、不備がないか確認するように通知しています。令和2年度からは、教育委員会事務局が指導し、備品自己検査時に学校同士で登録漏れがないか、一覧表を活用して確認しました。	令和3年5月17日
指摘	不用品の廃棄処理の適時実施について	学校統合時に、多くの備品を不用品として廃棄していたにもかかわらず、財務会計上、不用品の廃棄処理を行わなかったため、現物がないにもかかわらず、備品一覧に掲載されている備品が多数存在していた。統合後3年を経過した現在においても、現物と備品一覧との不一致は解消されておらず、事後的に多大な労力を費やしている。今後も学校の改築等に伴う備品の移動や廃棄が想定されることから、今回の事例を教訓に、不用品の廃棄処理を適時適切に行う必要がある。	学校統合時には適切な備品の管理を行うこととして、令和4年度の赤坂中学校整備の際には、新校舎に移動する備品と廃棄処理する備品をそれぞれリスト化し、廃棄する備品については、財務会計システム上適切な処理を行い、リストに基づき備品の廃棄を行いました。また、新校舎に移動した備品については、備品の現物とリストが一致していることを確認しました。今後も学校統合等により、多くの備品を移動する際には、移動予定の物品をリスト化し備品登録一覧と照会をかけることを徹底するとともに、移動した翌年度の備品自己検査においても現物とリストの一致を確認します。	令和5年5月15日
指摘	毒物・劇物管理の適正化について	水酸化ナトリウム等の毒物・劇物管理簿を確認したところ、管理担当者の捺印がなかったり、年度当初に行うべき管理責任者への報告がなされていなかったりした。毒物・劇物の危害防止管理規定に従い、毒物・劇物管理の適正化を図る必要がある。	令和2年度から、指導主事が学校訪問の際、薬品庫内の確認を行うとともに、毒物・劇物管理簿を点検し、継続的な指導を行っていくこととしました。また、小学校サイエンスアシスタント・中学校サイエンスアドバイザー連絡会においても、理科担当指導主事より、定期的に薬品の管理について指導を行っています。	令和3年5月17日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
指摘	前渡金に係る現金出納簿の作成について	大会参加費等の支払いのため、資金前渡を受けることがあるが、現金出納簿が作成されていない学校があった。会計事務規則に従い、前渡金に係る現金出納簿を作成する必要がある。	令和2年1月に全幼稚園、小・中学校へ現金出納簿を配布するとともに、記入例を付けて帳簿作成について周知しました。令和2年度から、会計自己検査時に現金出納簿を確認しています。	令和3年5月17日
指摘	備品購入時期の合理性について	年度末に多数の備品を購入している学校があった。学校によると、翌年度より学級増を予定していたが、結果的に学級増に至らず、翌々年度以降の学級増のために購入したとのことである。地方公共団体の会計が会計年度独立の原則、単年度主義であることを踏まえると、翌年度に必要な備品を年度末に購入するには、購入する必要性や緊急性など合理的な理由が求められる。この点、当該学校において購入した備品は、翌々年度に必要な備品であり、年度末の購入はその理由に合理性はないものと判断する。	令和元年度においては、翌年度の学級増や施設利用方法の決定に基づき、必要性や緊急性について精査し、教育委員会と学校と情報を共有した上で、適正に物品を購入しました。	令和3年5月17日
指摘	預金名義人及び金融機関届出印について	学校徴収金事務取扱規程では、学校徴収金の預金名義人は校長とし、金融機関への届出に使用する印鑑は公費会計とは別のものにするにとされているが、預金名義人が学校名だけになっており、通帳印として公印を使用していた学校があった。当該規定に従うか、預金名義人を学校名とすること等を教育委員会として許容するのであれば、当該規定の見直しを検討する必要がある。	各学校の管理の実態や、開設している各金融機関における口座名義人の取り決め等の調査結果を踏まえ、預金名義人を校長名または学校名とすること、また、届出印に係る部分は学校長が適切に管理できる印として管理できるようにすることとし、令和4年3月に港区教育委員会学校徴収金事務取扱規程を改正しました。	令和4年5月16日
意見	預託金融機関の利用について	学校徴収金事務取扱規程では、原則として、学校徴収金は金融機関に預託して管理することとされているが、預託金融機関がない学校が散見された。現金の盗難、紛失などの事故が発生するリスクを軽減するためにも、預託金融機関を利用することが望ましい。	令和2年4月に新たな学校徴収金システムを導入し、給食費については、金融機関を経由した収入、支出とするよう全校で統一しました。また、その他の費目で現金を預かることのある学校においては、預託金融機関を利用するよう令和2年度の学校徴収金監査において指導しました。	令和3年5月17日
指摘	現金収支の記録の徹底について	学校徴収金事務取扱規程では、すべての収支は処理の都度、現金出納簿に記載することとされているが、引き出してから支払いまでの現金の動きが記録されていない事例があった。規定に従い、すべての現金収支を記録する必要がある。	令和元年度の学校監査及び学校徴収金監査、校園長会において、現金は厳重に取り扱うとともに、現金出納簿に正確に記録することを指導しました。引き続き事務局による監査を実施し、監査終了後は、監査の結果と改善内容をまとめ、各幼稚園、小・中学校へ周知し、情報共有を図ります。	令和3年5月17日
指摘	管理ルールの整備・徹底について	現金出納簿の様式が担当者により様々であるとともに、領収書等といった証書類の保管方法等も担当者により様々であった。また、現金出納簿の記載金額が実際の金額ではなかったり、収支状況や残高が記載されていなかったりや出納簿としての体をなしていないものもあった。担当者の事務処理の質を一定以上のものであるためにも、運用面で間違えやすい事項については、Q&A方式によりまとめる等の対応を行い、担当者による事務処理の差を少なくする方策を検討する必要がある。	令和元年度の学校徴収金監査において、現金は厳重に取り扱うとともに、現金出納簿に正確に記録することを指導しました。担当者の事務処理の質を一定以上のものであるためにも、現金出納簿の記入例を周知するなど、運用面で間違えやすい事項への対策を実施しました。	令和3年5月17日
指摘	月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査の実施について	学校徴収金事務取扱規程において、月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査を行うことが定められているが、これらが行われておらず、各担当者の処理内容について、第三者による確認作業が一切行われていない学校があった。これらは、学校徴収金が適切に管理されていることを確認するだけでなく、不備がある場合には早期に改善策を検討すること可能となり、担当者の事務処理の支援、ひいては質の向上につながるものとする。したがって、規定に従い、月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査を行う必要がある。	学校徴収金事務取扱規程に則り、月次照合、会計自己点検、校内監査委員による監査について各学校で十分なチェックを行うよう指導するとともに、令和元年度から学校徴収金監査において、各学校で適切に実施されているか確認しています。	令和3年5月17日
指摘	自己点検票のチェック項目の徹底について	学校徴収金事務取扱規程において、学校徴収金に関する事務処理状況等について、学期ごとに自己点検を行わなければならないと規定されており、別記様式として「自己点検票」が定められている。しかし、当該様式を使用していないため、自己点検が行われていない項目がある学校があった。自己点検票のチェック項目を徹底する必要がある。	学校徴収金事務取扱規程に則り、各学校で十分なチェックを行うよう指導しました。令和元年度から学校徴収金監査において、自己点検票を確認し、適切に自己点検を実施しているか確認しています。	令和3年5月17日

指摘・意見	項目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
指摘	学校徴収金に関する予算・決算の通知について	学校徴収金事務取扱規程により、予算及び決算の保護者等への通知を行わなければならないが、なされていない学校があった。予算・決算の通知は、保護者等から学校徴収金を徴収するにあたって、説明責任の観点からも非常に重要であることから、未実施の状況は看過することは到底できない。したがって、規程に従い、学校徴収金に関する予算・決算の通知を徹底する必要がある。	学校徴収金事務取扱規程に則り、学校徴収金予算・決算の保護者への通知を徹底するよう指導しました。令和元年度から学校徴収金監査において、自己点検票を確認し、適切に自己点検を実施しているか確認しています。	令和3年5月17日
指摘	給食（運営）委員会の設置について	自己点検票のチェック項目「学校給食の物資購入にあたっては給食運営委員会に諮っていますか。」の点検結果が未実施となっているものが散見された。学校給食会計マニュアルにあるとおり、給食（運営）委員会を設置し、給食物資購入に関する事項を諮るとともに、会議録により、給食物資購入先選定過程の透明性を高める必要がある。	各小・中学校に向け、学校給食連絡会において、学校給食運営委員会に諮ったうえで食材購入事業者と契約を行うよう、周知を行いました。令和2年度の学校監査では自己点検票を確認しました。	令和3年5月17日
指摘	学校給食会計チェックリストによる点検の実施について	学校給食会計マニュアルにおいて、給食費の徴収から支払いに至る一連の事務は、必ず複数の方で分担し、校長は、学期ごとに学校給食会計チェックリストを用いて、適切に実施されていることを確認するものと定められている。しかし、学校給食会計チェックリストによる確認が行われていない学校があった。適切な事務処理を担保するためにも、徹底する必要がある。	平成30年度分の会計報告から、学校給食会計チェックリストを学務課に提出してもらい、適正に事務処理が実施されているか確認することとしました。	令和2年5月19日
指摘	学校給食会計の決算報告の徹底について	学校徴収金事務取扱規程により、学校給食会計の保護者等への決算報告を行わなければならないが、未実施の学校があった。規程及び学校給食会計マニュアルに従い、学校給食会計の保護者等への決算報告を徹底する必要がある。	令和元年度は、6月に平成30年度の「学校給食費会計決算報告書」を全ての学校に提出してもらい、保護者への決算報告が行われたことを学務課で確認しました。今後も、毎年5月に前年度分の「学校給食費会計決算報告書」を全ての学校に提出してもらい、保護者等への決算報告の確実な実施を徹底します。	令和2年5月19日
指摘	領収書の徴収の徹底について	行事不参加のため、返金を行っている事例があったが、一部領収書の徴収漏れがあった。返金を行った場合には、領収書の徴収を徹底する必要がある。	年度の切替時に各園校に学校徴収金事務取扱規程を遵守するよう通知するとともに、校園長会等で、返金を行った場合には領収書の徴収・管理するよう再発防止を徹底するよう指導しました。また、令和元年度から学校徴収金監査において適正に対応しているか学校に確認しています。	令和3年5月17日
意見	徴収金額の設定について	卒業対策費として対象学年全員から30,000円徴収したが、余ったため、卒業を祝う会に出席した生徒に一人8,450円、出席しなかった生徒に一人13,450円返金していた。徴収金額が過大であったといえる。学校内で協議し、適切な徴収金額を設定する必要がある。	学校徴収金の取扱いが適正かつ効率的に行われるよう徴収目的に沿った管理計画を策定し、適正な徴収金額となるよう、卒業対策費を管理する保護者（卒業対策委員）にも、適正な予算見積を行うことを各園校から伝えるよう、令和元年度の学校徴収金監査において学校に指導しました。	令和3年5月17日
意見	立て替えの是非の検討について	現地調査の対象とした幼稚園において、遠足代を園長が全額立て替え払いし、後日、保護者から代金を集金していた。学校徴収金は、受益者が負担すべき性質のものであり、一時的であるとしても、園長による立て替えは望ましいものではない。幼稚園においては、専任の事務職員が配置されていないことなどから、事務手続きの煩雑さを避けたい事情も理解できるが、園長による全額立て替えは望ましいものではないため、立て替えの是非について検討する必要がある。	現地調査の対象とした幼稚園において、遠足代を園長が全額立て替え払いし、後日、保護者から代金を集金していた。学校徴収金は、受益者が負担すべき性質のものであり、一時的であるとしても、園長による立て替えは望ましいものではない。幼稚園においては、専任の事務職員が配置されていないことなどから、事務手続きの煩雑さを避けたい事情も理解できるが、園長による全額立て替えは望ましいものではないため、立て替えの是非について検討する必要がある。	令和3年5月17日
意見	立て替え払いの記録について	立て替えによって支払いが行われている事例があったが、本来は事前に現金を引き出ししてから支払いを行うことが望ましい。やむを得ず立て替え払いを行わざるを得ないのであれば、少なくとも誰が立て替えたのか、後日、誰が預金から現金を引き出して立て替え者に支払ったかなどの記録を残しておく必要がある。	令和元年度に校園長会等において、学校徴収金事務取扱規程に基づき、教育活動を踏まえた学校徴収金の管理計画を立て、適正に執行するよう教育委員会事務局から指導しました。また、毎年実施している学校徴収金監査において管理計画を確認し適正な執行を確認しています。	令和3年5月17日

指摘・意見	項 目	指摘・意見の内容	改善内容	改善措置公表日
意見	未納に伴う問題点への対応について	学年全員分の教材代金が完納となるのを待って、購入先の業者に支払いを行うようにしている学校があった。つまり、一人でも未納があると、業者に支払いを待ってもらっている状況であり、本質的に業者に負担を負わせる可能性がある方法といえ、未納に伴う問題点といえる。 したがって、この方法の潜在的な問題点についても認識し、支払いについては柔軟に対応する必要など、業者に負担を負わせない方法を検討する必要がある。	令和元年度に校園長会等において、学校徴収金事務取扱規程に基づき、教育活動を踏まえた学校徴収金の管理計画を立て、適正に執行するよう教育委員会事務局から指導しました。また、毎年実施している学校徴収金監査において管理計画を確認し適正な執行を確認しています。	令和3年5月17日
意見	給食費の公会計化の検討について	給食費の未納については、学校現場で教職員が回収に努めているが、事務負担の面から、その対応が課題となっている。そこで、事務負担を軽減し、業務の適正化を図る取り組みとして、給食費の公会計化（現在私費会計として取り扱っている給食費について、区の歳入歳出予算に計上して管理を行うもの）が挙げられている。会計業務の透明化が図られるなどの効果も見込まれることから、給食費の公会計化を検討する必要がある。	令和元年7月末に文部科学省から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が提示されました。このガイドライン等を踏まえ、学校長等と交え、令和5年度からの給食費の公会計化に向けて、令和2年10月に検討会を立ち上げました。	令和3年5月17日